

議案第 5 2 号

みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 0 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、公費負担の限度額を引き上げるため必要があるからである。

みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例（平成２２年みよし市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号ア中「１０，７３３円」を「１６，１００円」に改め、同号イ中「３，８５０円」を「７，７００円」に改める。

第８条中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改める。

第１１条中「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に、「１０５，４１６円」を「３１６，２５０円」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２ この条例による改正後のみよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 みよし市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) 略 (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額 イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ 略 (ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 みよし市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 (ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 みよし市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。	(自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 同左 (1) 略 (2) 同左 ア 当該契約が自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>10,733円</u>を超える場合には、<u>10,733円</u>）の合計金額 イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>3,850円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ 略 (ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 みよし市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 (ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 みよし市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>105,416円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。